

合併協定書

有 田 町
西 有 田 町

協 定 項 目

1 合併の方式

有田町、西有田町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、「有^{あり}田^{たちょう}町」とする。

4 新町の事務所の位置

(1) 新町の事務所の位置は、西有田町大木乙2202番地（現在の西有田町役場）とする。ただし、新町の中央周辺を基本とした庁舎建設を新町建設計画に組み入れ、合併後建設審議会を発足させ、具体的な検討に入るものとする。

(2) 新町の組織機構・機能を当分の間、分庁方式とする。

5 財産の取扱い

2町の合併に当たっては、基本的に全ての財産を新町に引き継ぐものとする。ただし、それぞれの地方債残高（合併前からの継続事業分を含む。）については、両町民間で共有できる施設整備等で生じたものを除いた残高について、合併後おおむね10年以内に当該旧町の標準財政規模に占める割合で平準化を図ることとし、新町建設計画等に反映させるものとする。

また、基金の中で財政調整基金及び減債基金については、新町の財政運営の配慮から、標準財政規模の最低5%を合併時に持ち寄るものとする。

その他の基金については、一元化できる基金は新町において速やかに調整・統一し、それ以外の基金については「地域限定基金」とする。

6 地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い

有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に規定する地域審議会を新町において5年間設置する。

各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新町における議会の議員の定数は、18人とする。ただし、設置選挙（第1回選挙）のみ22人とする。

(2) 選挙区は、全町域で1選挙区とする。

(3) 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の規定に基づく定数及び在任の特例は、適用しない。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月19日までの間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 特例措置後の農業委員会の選挙による委員の定数は、8人とする。

(3) 農業委員会の選任による委員の定数は、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区から推薦する理事又は組合員各1人。議会から推薦する学識経験者3人以内とする。

9 地方税の取扱い

(1) 法人町民税は、新町における健全財政の確保から、有田町の例による。ただし、合併する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。

(2) 都市計画税は、合併までに調整する。

(3) 納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整する。

(4) 前納報奨金制度は、有田町の例による。

(5) その他2町で差異のない税制については、現行のとおりとし、納期については合併までに調整する。

1 0 一般職の職員の身分の取扱い

2町の一般職の職員である者は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

また、同法第9条第2項の規定に関し、次のように調整を行うものとする。

- (1) 職制及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。
- (2) 給与については、職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。

1 1 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

1 2 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員の配置、定数及び任期は、法令等及び実情を考慮し、調整する。
- (2) 特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。
- (3) 新町の職務執行者は、2町の長が協議して定める。

1 3 条例、規則等の取扱い

- (1) 2町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により、新町において制定するものとする。
- (2) 2町とも制定しているが、内容に差異のあるもの及び一町にのみ制定されているものについては、事務事業の調整内容に基づき、支障のないよう整備し、新町において制定するものとする。

1 4 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構は、合併の趣旨を踏まえその効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化（行財政改革）と住民の利便性（サービスの維持・向上）の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 新町の庁舎の方式は、分庁方式とし、2町の庁舎を分庁舎として有効活用する。
- (2) 2町の庁舎に総合窓口を設置し、住民サービスの向上に努める。

(3) 新町の事務組織及び機構は、次の方針に基づき合併までに調整する。

- ①住民が利用しやすく、住民の声を的確に反映することができること。
- ②運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織、機構とする。
- ③指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確なこと。

1 5 一部事務組合等の取扱い

(1) 2町のみで組織する次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務事業、財産及び職員等を新町に引き継ぐ。

- ①有田地区消防組合
- ②有田地区衛生組合
- ③有田地区歴史と文化の森公園組合

(2) 次の一部事務組合等は、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において合併の日に当該組合等に参加する。

- ①伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合
- ②伊万里・有田地区衛生組合
- ③伊万里・有田地区介護認定審査会
- ④有田磁石場組合
- ⑤伊万里・北松地域広域市町村圏組合
- ⑥佐賀県自治会館組合
- ⑦佐賀縣市町村消防団員公務災害補償組合
- ⑧佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合
- ⑨佐賀縣市町村交通災害共済組合
- ⑩佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合

(3) 次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断する。

- ①佐賀県町村職員退職手当組合

1 6 慣行の取扱い

(1) 町章、町の花、町の木及び町民憲章は、新町において定める。

(2) 宣言及び表彰制度は、合併後速やかに調整する。

(3) 名誉町民制度は、合併後速やかに調整する。なお、2町の名誉町民は、新町の名誉町民とする。

1 7 町名・字名の取扱い

字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定める。

1 8 補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等は、行財政の効率的運用を図る観点から、新町において、補助基準等を統一する方向で調整し、必要に応じて各種団体の整理統合、廃止等も含めて検討する。

1 9 行政区の取扱い

- (1) 行政区は、現行のとおりとし、合併後調整する。
- (2) 行政連絡員、区長及び行政連絡補助員制度は、現行のとおりとし、名称は、区長及び連絡員とする。
- (3) 区行政補助費は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 公民分館長及び自治公民館長制度は、現行のとおりとし、名称は、自治公民館長とする。
- (5) 自治公民館運営費補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- (6) 自治公民館建設補助金は、合併後速やかに調整する。

2 0 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2 1 使用料・手数料の取扱い

- (1) 窓口業務関係手数料は、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併までに調整し、新町において定める。
- (2) 施設使用料は、施設の内容、建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時においては現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、適正な料金のあり方等については、新町において検討する。

(3) 占用料は、合併までに調整し、新町において定める。

2 2 消防・防災事業の取扱い

(1) 2町の消防団は、現行のまま新町に引継ぎ、合併時に統合する。組織の見直しは合併後行う。

(2) 消防団員の任期、定年制及び表彰規定は、合併後調整する。

(3) 消防団員の報酬、出動手当及び福祉共済掛金は、合併までに調整し、新町において定める。

(4) 防災会議は、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。

2 3 国際交流事業の取扱い

(1) 姉妹・友好都市は、新町に移行後、継続することを基本に相手方と協議する。

(2) 国際交流事業は、継続することを基本に、合併後速やかに調整する。

2 4 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険の保険税率は、統一する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

(2) 出産育児一時金の貸付限度額は、有田町の例による。

(3) 葬祭費は、現行のとおりとする。

(4) 高額医療費貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。

(5) あんま・はり・きゅう施術支給事業及び人間ドック・脳ドックの助成事業は、合併後速やかに調整する。

(6) 表彰制度は、合併後速やかに調整する。

2 5 介護保険制度の取扱い

(1) 保険料は、平成17年度に策定する第3期介護保険事業計画（H18～20）年度中は、各保険者（各町）の保険料のままとし、第4期介護保険事業計画（H21～23）において、統一した保険料とする。

(2) 納期は、西有田町の例による。

26 広報・広聴の取扱い

- (1) 広報紙は、新町において統合し、現行のとおり月1回の発行とする。
- (2) 広聴制度は、新町において新たに創設する。
- (3) 議会だよりは、新町において統合し、現行のとおり年4回の発行とする。
- (4) 情報公開制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- (5) 個人情報保護制度は、合併までに調整し、新町において定める。

27 電算システム・情報通信関係の取扱い

- (1) 住民サービスに関連する電算システムは、合併までに統合する。
- (2) 内部事務に関連する電算システムは、合併までに調整し、随時統合する。

28 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。
- (2) 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
- (3) 利用者負担金は、応能負担の原則に立ち、見直しを検討する。
- (4) 敬老会、百歳祝い事業及び敬老祝金支給事業は、合併後速やかに調整する。

29 児童福祉事業の取扱い

- (1) 保育料は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。
ただし、合併する年度は現行のとおりとする。
- (2) 保育園の開所時間及び延長保育は、現行のとおりとし、新町において住民サービスが低下しないよう実施する。
- (3) 幼児用補助装置購入補助は、有田町の例による。
- (4) 放課後児童健全育成事業は、合併後速やかに調整する。

30 社会福祉事業の取扱い

- (1) 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。

- (2) 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
- (3) 戦没者追悼式は継続して開催することとし、実施方法については、合併後速やかに調整する。

3 1 病院事業の取扱い

西有田共立病院の施設及び運営は、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

3 2 保健衛生事業の取扱い

- (1) 保健事業は、住民の健康維持及び増進を図るため、各種事業の充実に努めるよう調整する。
- (2) 成人健康診査は、現行のとおりとし、サービス内容の低下や急激な負担増とならないよう、合併後調整する。

3 3 ごみ対策・環境保全事業の取扱い

- (1) ごみの収集方式、分別区分及び収集回数は、現行のとおりとする。
- (2) 西有田町のリサイクル事業は、継続して推進し、合併後調整する。
- (3) ごみ処理手数料は、有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) ごみ処理及び減量化の各種助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。
- (5) し尿汲取手数料は、現行のとおりとする。

3 4 農林事業の取扱い

- (1) 水田農業構造改革対策事業は、これまでの2町の取組みを基本に、国の動向を踏まえ、合併後速やかに調整する。
- (2) 農業生産組織育成事業は、西有田町の事業施策を基本に、合併後速やかに調整する。
- (3) 有害鳥獣対策事業は、合併までに調整し、新町において定める。

- (4) 農業振興地域は、現行のとおりとし、新町において策定する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5) 中山間地域等直接支払制度の次期制度は、国の動向を踏まえ、合併までに調整する。
- (6) 農事無線は、現行のとおりとする。
- (7) 農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。
- (8) 土地改良事業分担金、県営土地改良事業負担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。
- (9) 森林を守る交付金事業は、現行のとおりとする。

3 5 商工観光事業の取扱い

- (1) 貸付制度、融資制度、表彰制度及び利子補給制度は、合併後速やかに調整する。
- (2) 有田町中小企業緊急融資制度は、廃止の方向で検討する。
- (3) その他商工業振興事業は、現行のとおりとする。
- (4) 企業誘致事業は、合併後速やかに調整する。
- (5) 観光事業及びイベントは、地域の歴史と文化を尊重し、現行のとおりとする。

3 6 交通関係事業の取扱い

コミュニティバス運行事業は、合併までに住民の利便性の均衡を図るよう事業内容の調整を行い、新町での運行を目標とする。

3 7 建設関係事業の取扱い

- (1) 都市計画区域及び地域地区は、新町において策定する都市計画マスタープランとの整合性を図り調整する。
- (2) 2町の町道は、新町の町道とする。なお、町道の認定基準は、合併後速やかに調整する。
- (3) 道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 急傾斜地崩壊防止（対策）事業の受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。

3 8 公営住宅の取扱い

- (1) 2町の町営住宅は、新町の町営住宅とする。
- (2) 入居資格及び共同施設使用料は、合併までに調整し、新町において定める。

3 9 上水道事業の取扱い

- (1) 水道料金は、有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
- (2) 加入金、手数料は、合併後速やかに調整する。
- (3) 水道料金取りまとめ手数料は、西有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
- (4) 水道事業は、新町において水道事業計画を策定し、計画的な統合を図る。

4 0 下水道事業の取扱い

- (1) 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業は、新町において汚水処理整備計画を策定し、計画的な調整を図る。
- (2) 各事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。
- (3) 各事業の負担金及び加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。
- (4) 受益者負担金前納報奨金制度、積立奨励金制度及び水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
- (5) 合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。

4 1 学校教育の取扱い

- (1) 学校給食制度は、現行のとおりとする。
- (2) 有田町育英資金は廃止し、新町において新たに奨学資金貸付制度の創設を検討する。有田町の江副奨学資金貸付、西有田町の国見・ふるさと西有田奨学資金貸付及び竹内昌三育英資金貸付は、現行のとおりとし、当該区域を対象とする。有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付は、合併までに調整し、新町において定める。

- (3) 私立幼稚園就園奨励補助は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 中学校の学期制度は、現行のとおりとする。

4 2 通学区域の取扱い

小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。

4 3 生涯学習・スポーツ事業の取扱い

- (1) 公民館の対象区域は、現行のとおりとする。
- (2) 2町の町指定文化財は、新町の指定文化財とする。
- (3) 生涯学習イベント・講座は、合併後速やかに調整する。
- (4) 2町の図書室の管理運営は、合併後速やかに調整する。
- (5) 移動図書館事業は、全域で実施できるよう、合併後速やかに調整する。
- (6) スポーツ行事は、合併後速やかに調整する。
- (7) 競技スポーツ全国大会等出場費補助金は、合併後速やかに調整する。
- (8) 青少年国外研修事業は、合併後速やかに調整する。

4 4 その他協議が必要な事業

有田町土地開発公社は、新町の土地開発公社として存続する。西有田町土地開発公社は、所有する財産を、有田町土地開発公社へ有償譲渡し、合併の前日までに解散する。

(別紙)

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の有田町及び西有田町の区域（以下「関係区域」という。）ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 審議会の名称は、関係区域ごとに、それぞれ有田地区地域審議会、西有田地区地域審議会とする。

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成23年2月28日までとする。

(所掌事項)

第4条 審議会は、関係区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関すること。
- (2) 新町建設計画の執行状況に関すること。
- (3) 関係区域を単位とする地域限定基金の運用に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めること。

2 審議会は、関係区域に関し必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、関係区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された者

3 前項第4号の委員の人数は、2人以内とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、地域振興を担当する課において処理する。

(補則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この協議は、平成18年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この協議の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(見直し)

3 町長は、この協議の施行後平成23年2月28日までの間に、この協議の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

調 印 書

有田町及び西有田町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく西松浦地区合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成17年3月13日

有 田 町 長

.....

西 有 田 町 長

.....

特別立会人

佐賀県出納長

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

立 会 人

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

立 会 人

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....

合併協議会委員

.....